

ひょうご子ども体験活動参加証実施手順

子ども参加証実施手順について、以下のとおり事務をお進めくださいますようお願いいたします。

1 子ども参加証を交付できる事業

- (1) 青少年本部が認定した、社会貢献事業実施団体が行う事業。
- (2) 子どもが地域や社会との結びつきを意識し、思いやりの心を育むことができる事業。

2 参加対象範囲

参加証を発行する子どもの範囲は、県内在学又は在住の中学生以下。

3 参加証への交付手順・記入等

(1) 交付手順

- ① 青少年本部へ参加証の希望枚数を申告する。
- ② 青少年本部から、実施団体に参加証希望枚数を交付する。
- ③ 実施団体は、参加証を事業の終了後に子どもへ交付（配布）する。
- ④ 子どもが事業に参加する毎に実施団体が参加証にサイン又は（印）と年月日を記入する。

(2) 参加証に予め次のことを記入しておく。

- ① 発行年月日
- ② 氏名
- ③ 1回目の参加を証するサイン又は（印）と年月日

(3) 達成目標（ダイヤモンド・金・銀・銅）については、次のとおり。

- ① 銅：5回分のサイン又は（印）が終了した時点で、「銅」の達成年月日を記入。
- ② 銀：10回分のサイン又は（印）が終了した時点で、「銀」の達成年月日を記入。
- ③ 金：15回分のサイン又は（印）が終了した時点で、「金」の達成年月日を記入。
- ④ ダイヤモンド：20回分のサイン又は（印）が終了した時点で、「ダ」の達成年月日を記入。

4 参加証へのサイン（印）について

- (1) 社会貢献事業のうちのイベント・キャンプ等一連の実施内容について、原則1日参加する毎に参加証に1つサイン又は（印）する。
- (2) 参加者としてふさわしくない態度や当該認定制度の趣旨に沿わない行為等があった場合には、参加証にサイン又は（印）しないことができる。

5 ダイヤモンド達成者について

- (1) ダイヤモンド達成を確認した実施団体は、ダイヤモンド達成者について、ダイヤモンド達成賞発行申請書（様式第1号）を達成日より1か月以内に青少年本部へ提出する
- (2) 達成者には、青少年本部からダイヤモンド達成賞（様式第4号）を発行する。
- (3) 希望者には青少年本部のホームページに「達成年月日」「氏名」「主な活動事業名」を掲載する。また、掲載期間は概ね1年間とする。

6 その他

- (1) 参加証は一年限りのものではなく、本人が中学校を卒業するまで有効とする。
- (2) 子どもが参加証を紛失した場合は参加証を再交付するが、参加を証するサイン又は（印）は最初から行うものとする。
- (3) 異なる実施団体の事業に参加した場合にも参加証は有効とする。

(4) 表面の写真は、参加者が自ら用意をし、添付することとする。

7 この件についての問い合わせは、次までお願いいたします。

公益財団法人兵庫県青少年本部 活動支援担当

〒653-0036 神戸市長田区腕塚町 5-3-1

アスタくにつか1番館南棟3F

電話：078-891-7410